



記者発表資料	
令和7年8月22日	
担当課 (担当)	市民課 北村
電 話	30-8190 (内 7340)

「戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ」の発送について

1 概要

令和5年6月、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正により、令和7年5月26日から戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。

下記のスケジュールで戸籍に記載する予定の振り仮名（仮の振り仮名）の通知ハガキを郵送しますので、届き次第通知の内容を確認していただきます。

振り仮名が正しい場合	⇒届出は不要 ＊令和8年5月26日以降に、市区町村長が法務局の許可を得て、通知した仮の振り仮名を戸籍に記載
振り仮名が異なる場合	⇒ 届出が必要 「氏の振り仮名の届」「名の振り仮名の届」 届出期間： 令和8年5月25日まで 届出方法： ・マイナポータルを利用してオンラインで届出 ・郵送で届出 ・窓口で届出（本庁1階6番窓口・総合支所市民福祉課）

＊戸籍の届出に基づき、住民票にも氏名の振り仮名を記載します。（非本籍の方は、本籍地の市区町村の通知により記載）

2 今後のスケジュール

令和7年8月20日	仮の振り仮名の通知ハガキの発送 102,826通 様式は、次ページの通知サンプル参照
8月25日以降	<u>通知配達（順次）</u>
令和8年5月25日	氏名の振り仮名の届出期限
5月26日以降	市区町村長による氏名の振り仮名の戸籍記載

3 発送内訳

市内	52,332通	(50.9%)
市外	50,494通	(49.1%)
合計	102,826通	

4 お問合せ先

◆振り仮名コールセンター（法務省）

0570-05-0310 平日 8:30～17:15 まで

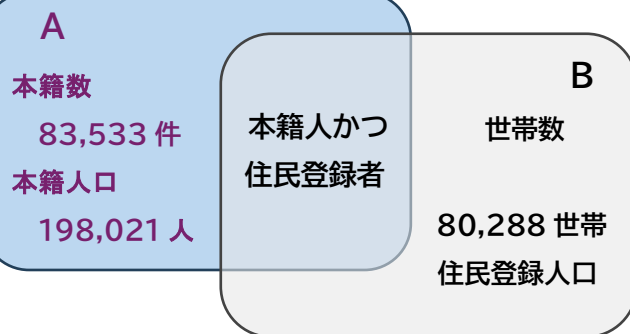
◆鳥取市振り仮名専用電話

0857-30-8198 平日 8:30～17:15 まで

【参考】本市の本籍数等（令和 7 年 3 月末現在）

A	本籍数	83,533 件
	本籍人口	198,021 人
B	世帯数	80,288 世帯
	人口	176,178 人

*世帯数及び人口は外国人を除く



【通知サンプル】

料金後納
郵便

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ 必ず開封してください

この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。

法務省HP



〒680-8571
鳥取県鳥取市幸町71番地
鳥取市役所市民課
電話 0857-30-8198（振り仮名専用）

鳥取市HP



当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

①③の順にゆくりとはがしてください。

②ハガキが濡れている場合、十分に乾かした後、はがしてください。

戸籍に記載される 振り仮名の通知書

鳥取県鳥取市長
深澤 義彦



戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和 8 年 5 月 25 日までに、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和 8 年 5 月 26 日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本	籍
---	---

氏名の振り仮名

氏	
振り仮名	
氏の振り仮名の届出が可能な方	

名の振り仮名

①	名	
	振り仮名	
②	名	
	振り仮名	
③	名	
	振り仮名	
④	名	
	振り仮名	
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。未成年者については、親権者からの届出も可能です。

※令和 7 年 5 月 25 日のデータにより作成しています。
※戸籍に記載しようとする振り仮名が判明しない場合には、振り仮名欄が空欄となっています。この場合は、必ず振り仮名の届出を行ってください。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。([Uni-Voice アプリ / Uni-Voice Blind アプリ])

振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、ご自宅などご都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

- 【準備・確認しておくもの】
- ✓ スマートフォン・届出者のマイナンバーカード
 - ✓ 利用者証明用電子証明書パスワード（数字 4 ケタ）
 - ✓ 参画事項入力補助用パスワード（数字 4 ケタ）
 - ✓ 署名用電子証明書パスワード（英数字 6～16 文字）
 - ✓ 住所及び市区町村からの連絡用としてメールアドレス・電話番号



1 ログイン

左の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



2 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、③戸籍情報の確認、④届出対象の選択を行います。



3 振り仮名の確認・届出対象の選択

表示されている振り仮名が正しい場合には「振り仮名の確認を終了する」を選択して完了です。認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法が、右の二次元バーコードから動画で確認できます。



ここからゆくりとはがしてください。

①ハガキが濡れている場合、十分に乾かした後、はがしてください。

振り仮名の届出に関するお問い合わせについて

振り仮名の届出の方法などの一般的なお問い合わせは、振り仮名コールセンターで受け付けします。

振り仮名コールセンター
0570-05-0310

※振り仮名コールセンターは、個人情報保有していないことから、回答に当たり個人情報が必要な場合は以下のようなお問い合わせは対応できません。
・同じ戸籍に在籍しているのに、通知に記載されていない者がいる。
・振り仮名の届出をしたが、いつ完了するか知りたい。

マイナポータルからの届出ができない場合

マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や鳥取市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが鳥取市ホームページからダウンロードした届書を A 4 サイズで印刷し必要事項を記入の上、鳥取市役所市民課戸籍係までお送りください（郵送費用はお客様の負担となりますので、ご了承ください。）。

【郵送先】

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地
鳥取市役所市民課戸籍係
TEL: 0857-30-8198（振り仮名専用）

戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和 8 年 6 月頃からは、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになります。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。なお、届出をしなくても、令和 8 年 5 月 26 日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

よくあるお問い合わせ

Q1 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和 8 年 5 月 26 日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q2 私の名前が「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いいたします。

Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、異なる振り仮名の届出も可能ですが、通知された振り仮名が他の行政手続（旅券、年金など）で登録している振り仮名である場合、異なる振り仮名で届出をすることにより他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q4 宛名面に記載している市区町村が違いますが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、鳥取市役所市民課戸籍係宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。